配偶者控除・配偶者特別控除

記入欄：㉑～㉒

配偶者控除は昨年の合計所得金額が48万円以下でかつ事業専従者でない場合に適用できます。
配偶者特別控除は合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合に適用できます。

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人（70歳以上）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

本人該当控除

記入欄：⑰～⑱、⑲～⑳

区分	内　容	控除額
寡婦控除	夫と離婚後に婚姻をしておらず、合計所得48万円以下の親族を扶養している人（本人合計所得500万円以下） 夫と死別後に婚姻をしておらず合計所得金額が500万円以下の人	26万円
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、合計所得48万円以下の子を扶養している人（本人合計所得500万円以下）	30万円
勤労学生控除	学生で、合計所得金額が75万円以下かつ給与所得以外が20万円以下の人	26万円

扶養控除

記入欄：㉓

配偶者以外の親族で、合計所得金額が48万円以下でかつ事業専従者でない方を扶養している場合に適用されます。

区分	内容	控除額
16歳未満	16歳未満の人	0円
特定	19歳以上23歳未満の人	45万円
老人	70歳以上の人	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で同居を常況としている人	45万円
一般	上記以外の人	33万円

障害者控除

記入欄：⑲～⑳

本人や扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は、下記の障害者控除額が適用されます。

区分	内容	控除額
普通	身体障害者手帳3級以下 精神障害者保健福祉手帳2級以下 療育手帳B	26万円
特別	身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳A	30万円
同居特障	同居の配偶者または、扶養親族で特別障害の要件を満たしている場合	53万円

基礎控除

合　計　所　得　金　額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0万円

※給与の場合、給与所得控除については、次ページをご覧ください。